

平成30年6月29日
(照会先)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

扶養親族等申告書に係る一連の事案に関する 役職員の制裁等について

扶養親族等申告書に係る一連の事案について、当機構は、関係する役職員に対して、本日、下記のとおり制裁を行い、あわせて役員の月額報酬の一部辞退を行うこととしましたので、公表します。

記

【役員の制裁について】

被処分者 制裁内容	理事長 注意	水島 藤一郎
被処分者 制裁内容	副理事長 注意	深田 修
被処分者 制裁内容	理事【年金給付業務部門担当】 注意	安部 隆

※ 上記の3名は、月額報酬の1/10を2か月間辞退することとします。

※ 既に退任している前副理事長及び前理事【事業推進部門（年金給付担当）担当】に対しては、退任前の月額報酬1/10の2か月分の自主返納を求めることとしています。

【職員の制裁について】

被処分者 制裁内容	前 給付業務調整室長 戒告	福井 隆昭
被処分者 制裁内容	前 給付業務調整室 給付業務委託グループ長 訓告	
被処分者 制裁内容	給付業務調整室 給付業務委託グループ参事役 訓告	

以上